

「たいとう多職種ねっとわーく」 メディカルケアステーション (MCS) 利用上の留意事項 2

(3) 「患者情報の共有」の「連携元事業所」について

運用ポリシー第4条「連携元事業所」にあるように、患者情報の共有の際に患者グループを作り、参加メンバーの管理を行えるのは**該当する患者を管理する医療機関のみ**となります。

MCSの機能としては、管理者は患者グループ・自由グループの作成・管理が出来るようになっていますが、「たいとう多職種ねっとわーく」においては、医療機関以外の訪問看護ステーションや介護事業所等においては、患者グループの作成・管理を行わないようお願い致します。

もし関係する患者さんの主治医が「たいとう多職種ねっとわーく」に参加していない場合、まずはその医療機関に「たいとう多職種ねっとわーく」に参加するよう要請し、その上でその医療機関に「連携元事業所」となってもらい患者グループの作成を行ってもらうようお願い致します。

尚、自由グループの作成・管理については、どの事業所においても行って頂いて結構です。

(4) MCSの登録と、連携する多職種の招待について

- ・MCSを利用する場合、登録は原則として「事業所単位」になります。
- ・その事業所には、少なくとも一人は管理者が居る必要があります。
- ・事業所で初めてMCSに登録された人に、自動的に管理者権限が付与されます。
例) A診療所の医師が、連携するX訪問看護ステーション(所長はX看護師)のYさんを招待したとします。
そのX訪問看護ステーションがまだMCSに参加しておらず、その状態でYさんを招待すると、Yさんに管理者権限が付与されてしまいます。
- ・連携したい多職種が既に「たいとう多職種ねっとわーく」に参加登録されている場合は「つながり」のリストに出てきますので、そこから招待することができます。
- ・連携したい多職種が未だ「たいとう多職種ねっとわーく」に参加されていない場合、「つながり」のリストには出てきません。
登録されていない方を直接招待すると上記の**例)**のような状態が生じてしまいます。
そのような場合には、まず**連携したい事業所の管理者**に「たいとう多職種ねっとわーく」に参加登録するよう要請し、登録された上でその多職種を招待するようお願い致します。

(5) 各事業所の管理者について

- ・医療機関においては、その医療機関の院長（開設者もしくは管理者）を「たいとう多職種ねっとわーく」の管理者として登録するようお願いします。
管理者は施設スタッフへ管理者権限を付与することが出来ますので、例えば婦長を実務的な管理者とすることなども可能ですが、患者情報共有の連携元事業所となれるのは医療機関だけですので、そのような管理者権限の付与に当たっては十分安全性を配慮の上行うようご注意ください。
- ・訪問看護ステーション・介護事業所等においては、その事業所の所長・管理者等を「たいとう多職種ねっとわーく」の管理者として登録するようお願いします。
その事業所の管理者から施設スタッフへ管理権限を付与し、実務的に管理を任せることは可能です。